

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年5月21日

北陸地方整備局長 高松 諭

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度整備局等技術系職員の採用に係る情報発信業務
- (2) 業務内容 本業務は、北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、国土技術政策総合研究所（以下、これらの機関を「整備局等」という。）の職員採用にあたり、選考採用試験（社会人経験者採用）に関する情報を、整備局等のホームページ以外のWEBサイト及びイベント等を活用し、効果的な情報発信を行う。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるもの

として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 企画競争に係る説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

・ 当局からCD-R等の記録媒体または郵送により交付を受けた者

・ 電子メールによる交付を受けた者（着信確認のメールを行うものとする。）

(7) 平成28年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、下記①若しくは②の実績を有すること。

①同種業務：転職求人に係る情報発信関連業務

②類似業務：求人に係る情報発信関連業務

(8) 本件を実施するにあたり、全体を管理する管理責任者を1名置くものとし、当該管理責任者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、担当職員等の承認があった場合はこの限りではない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買係

電話 025-370-6647（内線 2535）

電子メール：hokuriku-geps@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間： 令和8年5月21日（木）から令和8年6月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

交付場所： 3.（1）に同じ

交付方法： 電子メールによる交付希望者は3.（1）の電子メール宛てに交付希望の旨を送信し、着信確認を実施すること。紙による交付希望者は、CD-R等の記録媒体（USBメモリ等のディスク以外の記録媒体は不可）を持参のうえ、3.（1）に備付の交付専用パソコンから、電子データを保存し、交付を受けること。なお、郵送希望者はCD-R等の記録媒体を返送用の封筒（切手添付）とともに3.（1）宛てに送付すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限： 令和8年6月10日（水） 12時00分

提出場所： 3.（1）に同じ

提出方法： 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。

(4) 企画提案に関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施場所： 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
国土交通省北陸地方整備局 企画部
- ② 実施日： 令和8年6月11日（木）から令和8年6月15日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ③ 実施時間： 別途通知する。
- ④ 実施方法： 対面またはオンライン（別途通知）
- ⑤ 出席者： 配置予定管理責任者

4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理責任者の業務経験及び能力
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針（評価テーマに対する企画提案を含む）
- (4) ワークライフバランス等の推進に関する指標
- (5) 参考見積

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 特定されなかった企画提案書は、必要に応じ返却する。ただし返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (8) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (10) 詳細は説明書による。

— 以上 —